

1 令和7年度のテーマについて

R6～の足立区障がい者計画に暮らし部会に関わる内容も計画されています。  
足立区の計画の実現のためにも、暮らし部会として関連する項目の実態把握と課題及び  
対応策の案を考え、立案された計画に対して、各項目の内容を確認し、方策等に対し  
て、個々の事業所として取り組める内容を確認することと、現状の課題等を抽出し、対  
策を検討してまいりたいと考えます。

P25（冊子ページ以下同様）

【訪問系サービス】（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援）

■R6 年度第3回会議で確認事項

- ・事業者調査では、「職員の確保が難しい」（65.7%）、「新規利用対応可能」（39.6%）、  
「量的に利用者の希望に応えられない」（30.6%）、「質的に応えられない」（15.7%）、す  
べてのサービスにおいて人材の確保が一番の課題となっています。
- ・ヘルパーの不足、高齢化によるサービスの質をキープできるかの課題
- ・求人募集をしても集まらない。
- ・行動援護とか同行援護は、初任者研修の資格とは別の資格が必要で、資格取れないと  
いう課題がある。

■確保のための方策

支援を必要とする人が、必要とする場面で希望どおりに利用することができるよう、体  
制の整備を進めなければいけません。人材不足は医療・介護や保育分野における共通の  
課題であり、関係所管と連携しながら、障がい福祉サービスの人材確保に取り組みま  
す。

検討事項

P26

【日中活動系サービス（介護給付）】（生活介護・療養介護・短期入所）

- ・短期入所：利用の増加見込み。職員の確保。介助負担の増加により入浴回数を減少。  
長期間受け入れ事業者が都内に少なく、区内の短期入所は予約で利用枠が埋まり緊急時の利用が見込めず、近隣他県の利用が増えています。
- ・生活介護：利用者数・利用量とも増加。「今後も利用したい」希望が多い。長時間利用のニーズが増えている。

■ 確保のための方策

- ① 重度の利用者に対応可能な生活介護は、特別支援学校高等部を卒業してくる生徒の動向（障がい程度や居住地等）を長期的に把握し、現状の区内事業所の地理的配置状況も考慮しつつ作成した「足立区障がい者通所施設整備方針（平成26年4月策定）」に基づき、社会福祉法人等との協働により整備を進めてきました。
- ② 近年区の計画に位置付けていない、NPO法人や株式会社が設置する生活介護事業所が、隣接する埼玉県だけではなく、区内にも増え始めていて、その動向を見ながら次期の障がい福祉施設整備方針を検討していきます。
- ③ 短期入所に関しては、共同生活援助の整備時に、あわせて検討してもらうなど、区内や近郊で利用できる体制の整備が求められます。日中サービス支援型共同生活援助は短期入所の併設が求められるため、日中サービス支援型とあわせて重度者の受け入れ枠拡大を図ります。

検討事項

P27

【日中活動系サービス（訓練等給付）】（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、就労選択支援）

- ・自立訓練：現状の実態について
- ・就労移行支援：現状の実態について
- ・就労継続支援 A 型
- ・就労継続支援 B 型：利用者の増加傾向と現状の実態について
- ・就労定着支援：利用の増加をみこんでいる

現状

■ 確保のための方策

- ① 就労系の日中活動サービスは、これまで区が計画的に整備に取り組まなくても、事業者が増えてきましたが、一方で作業の内容や工賃の支給をめぐるトラブルも少なからず発生しています。就労系サービスのネットワークを活用し、質の向上に向けた研修の実施などの支援体制を構築します。

検討事項

P28

【居住系サービス】（自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援）

- ・共同生活援助：重度障がい者対応の事業所の増設、利用希望の増加、職員の確保
- ・施設入所支援：入所者の削減、障がい者の高齢化・重度化、保護者の高齢化に伴う対応、施設ハード面の課題、医療的ケアの課題、

■ 確保のための方策

- ① 区内の共同生活援助事業所数は増えていますが、中重度を対象とした事業所は圧倒的に不足しています。地域移行を促進し、障がい者が住みなれた地域で、本人が希望する生活を送れるよう、新規事業開設希望者に重度対応を要望するなどして、ニーズに対応できるサービス量の確保に取り組みます。

検討事項

P28

【相談支援】（計面相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

- ・利用者数の増加に合わせ事業所増が必要
- ・地域移行支援、地域定着支援の現状について

現状

■ 確保のための方策

- ① 国に相談支援の報酬見直しを求めつつ、計画相談支援事業所未設置の法人への働きかけを行い、あわせて未従事の相談支援専門員有資格者の活用を求めています。

検討事項

P30

【地域生活支援事業】（日常生活用具、移動支援、地域活動支援センター、日中保護）

- ・移動支援の現状について
- ・地域活動支援センターの現状について、利用者の高齢化について、ヘルパー利用の課題、職員確保

■ 確保のための方策

- ① 日常生活用具の給付については、給付品目と給付額を実情等に応じて適宜見直し、技術革新等にも対応しながら、日常生活の利便性を高める支援を継続します。
- ② 移動支援については、利用者の増と連動するように実施事業所数も増えていますが、今後も需要と供給の状況を見極めながら、必要な支援の確保に取り組みます。
- ③ 地域活動支援センターについては、自立支援給付の日中活動サービスと同様に、支援の質を高める方策を検討し、安定的な運営を図ります。
- ④ 日中保護については、短期入所事業所の増設とあわせ、日中保護の実施についても働きかけ、利用できる事業所の増を目指します。

検討事項

## 2 活動指標の進捗状況と取り組み方針

以降の内容については、計画数とその目標値を実施するための取り組み方針が立案されています。取り組み方針は区が実施するものですが、方針が達成できるよう地域事業者として取り組む内容を検討させてください。

検討内容としては、①目標値を実施するための方策

②取り組み方針に対して、事業者側として実施できること

### 柱立て (2)

成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実

P56

<b>【居宅系サービス】</b> 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービス
<b>【取り組み方針】</b> （令和6～8年度）・今後も利用増加が見込まれることから、ニーズに対応できる量の確保、特にサービス提供従事者の確保と併せて、支援の質を高めるための研修等に取り組みます。
<b>【検討内容】</b>

P57

<b>【短期入所】</b> 自宅において看護する方が病気等の理由により、一時的に入所が必要な方に、夜間を含めた短時間、施設で入浴、排せつ及び食事の介助等の支援を行う事業です。
<b>【取り組み方針】</b> （令和6～8年度）・可能な限り身近な地域で、緊急時にも利用でき、中・重度の障がい者に対応できる事業所を確保し、必要な支援が受けられるようにすることが求められています。緊急時の対応と合わせ、地域生活支援拠点等の取り組みとあわせて検討し、緊急保護機能を持つ多機能型拠点の整備に取り組みます。
<b>【検討内容】</b>

P60

<p><b>【生活介護】</b> 常時介護を必要とする障がい者に対し、日中、施設における入浴、排せつ及び食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。</p>
<p><b>【取り組み方針】</b>（令和6～8年度）・今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量を確保するため、足立区障がい者通所施設整備方針に沿って施設整備を進めるとともに、支援の質を高めるため、区独自に指導検査が実施できるしくみを障がい福祉課に構築します。</p>
<p><b>【検討内容】</b></p>

P61

<p><b>【自立訓練（機能訓練）】</b> 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持・向上などに必要な訓練等を行う事業です。</p>
<p><b>【取り組み方針】</b>（令和6～8年度）・利用期間が定められているサービスのため、目標値はニーズに対応できる量の確保としています。事業所が区立の1か所のみですが、外部有識者からのスーパーバイズにより、支援の質を向上する取り組みを継続します。</p>
<p><b>【検討内容】</b></p>

P62

<p><b>【自立訓練（生活訓練）】</b> 障がい者に対して、自立した日常生活を営むために必要な生活能力の維持・向上のための訓練等を行う事業です。</p>
<p><b>【取り組み方針】</b>（令和6～8年度）・一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるため、区独自に指導検査が実施できるしくみを障がい福祉課に構築します。</p>
<p><b>【検討内容】</b></p>

P65

**【共同生活援助】**

⇒ **【国成果目標 1 - ①】 施設入所者の地域生活移行促進**（13頁）

共同生活を行う住居において、夜間や休日、入浴、排せつまたは食事の介護等の日常生活上の援助を行う事業で、地域の障がい者の利用はもとより、施設入所者の地域生活移行に欠かせないサービスです。

**【取り組み方針】**（令和6～8年度）・引き続き重度の身体および知的障がい者向けグループホームの整備促進に努めます。

精神障がい者向けグループホームについては、通過型を中心に、定員数の増を図ります。また、区内の日中サービス支援型共同生活援助については、ケアマネジメント評価会議において適切な運営がされているか定期的に検証し、自立支援協議会に報告します。

**【検討内容】**

P67

**【自立生活援助】**

障害者支援施設等を利用していた方が、居宅において単身等で自立した日常生活を営むにあたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

**【取り組み方針】**（令和6～8年度）・共同生活援助の業務に単身生活等への移行支援が明確化され、地域生活へ移行した障がい者への支援策として自立生活援助の利用が見込まれていることから、さらなる利用者の増を見込んでいます。また、必要な支援を受けることができるよう、事業所の増にも取り組みます。

**【検討内容】**

P68

**【施設入所支援】**

⇒ **【国成果目標 1－①】** 施設入所者の地域生活移行促進（13 頁）

**【国成果目標 1－②】** 施設入所者数の削減（14 頁）

施設に入所する障がい者に対して、夜間や休日に入浴、排せつまたは食事等の介護等を行います。区内には 3 施設（定員 110 人）のみで、北海道から九州まで、全国の施設に入所しています。

**【取り組み方針】**（令和 6～8 年度）・引き続き障がい者の地域移行の視点から入所者削減の取り組みを進めつつ、入所支援が必要な障がい者のニーズにも対応できるよう、量の確保とともに支援の質を高める取り組みを事業所に促します。

**【検討内容】**

P69

くらし 柱立て（2）－施策② 地域生活支援事業の充実

**【日常生活用具（介護・訓練支援用具）】**

在宅の障がい者（児）や難病患者の日常生活を容易なものとするための自立支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

**【取り組み方針】**（令和 6～8 年度）・必要とする障がい児・者に適切に給付するとともに、利用者からの要望に基づく品目の追加や対象範囲の拡大、基準額の見直しなどを、日常生活用具の要件と照らし合わせながら検討します。

また、用具の ICT 化などの情報を掴み、技術革新に遅れることなく対応することを目指します。

**【検討内容】**

P71

<p><b>【移動支援（個別支援型）】</b> 屋外での移動が困難な障がい者（児）に外出のための支援を行うことで、地域における自立生活 及び社会参加を促す事業です。</p>
<p><b>【取り組み方針】</b>（令和 6～8 年度）・引き続き増加が見込まれるなか、実施する事業所は毎年増えていますが、ニーズに対応できる量の確保、特にガイドヘルパーの確保が課題です。ガイドヘルパー養成研修は民間事業所が実施しており、区では養成人数を把握できていません。今後、事業者の意見を伺いながら、人材確保策を検討します。</p>
<p><b>【検討内容】</b></p>

P72

<p><b>【移動支援事業（車両移送型） 通所バス】</b> 施設への移動（通所）に困難のある障がい者に対して、車両による移送支援を行うことにより、自立生活及び社会参加を促進する事業です。</p>
<p><b>【取り組み方針】</b>（令和 6～8 年度）・通所バス運行対象施設の利用者は、申込者全員が乗車できる体制を維持します。障がい者の重度化・高齢化により今後も利用ニーズの増加が見込まれるため、障がい福祉施設と連携し、円滑かつ効果的な運行を実施していきます。</p>
<p><b>【検討内容】</b></p>

P73

<p><b>【地域活動支援センター利用者数・登録者数・事業所数】</b> 地域活動支援センターでは、創作的活動または生産活動の機会を提供し、地域との交流等を通して障がい者の社会参加をしています。</p>
<p><b>【取り組み方針】</b>（令和 6～8 年度）・知的障がい者を対象とした事業所は、令和 5 年度末で閉所し、他の障害福祉サービスへの転換を予定しています。それ以外の区内 7 事業所におけるサービス提供体制を確保し、障がい者が安定した社会生活を送れるよう支援していきます。</p>
<p><b>【検討内容】</b></p>

P74

**【巡回入浴利用者数】**

入浴が困難な在宅の重度身体障がい者の自宅に、区の委託事業者による巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供する事業です。

利用回数は年52回までです。対象者：15歳以上65歳未満で、常時寝たきり状態の身体障害者手帳1・2級の肢体不自由の方

**【取り組み方針】**（令和6～8年度）・他の入浴サービス（ヘルパーによる入浴介助やデイサービスなどでの入浴）を利用できない方を対象とするサービスで、介護保険の被保険者は介護保険が優先になるため、利用者は決して多くありませんが、一定のニーズがあり、過去の実績から目標値を見込んでいます。

訪問入浴の対象となる方には、住居が巡回入浴車によるサービスに対応できない場合以外は、ご利用いただいています。

利用者が安心・安全なサービスを受けられるよう、委託事業者と連携し、質の向上に努めます。

**【検討内容】**

P75

**【日中保護利用者数】**

日中監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等を施設等において日中保護することにより、障がい者等の家族の就労支援や一時的な休息を図る事業を実施しています。短期入所を実施している事業所が、日中の支援を行う事業所が主です。

**【取り組み方針】**（令和6～8年度）・利用できる事業所が4事業所から増えず、実績が伸びないという側面もあり、可能な限り身近なところで利用できる事業所を確保し、必要な支援が受けられるよう努めます。

**【検討内容】**

P76

くらし 柱立て(2) - 施策③ 地域移行支援の推進

<p><b>【地域移行支援利用者数】</b> 障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院等に入院している精神障がい者等に対し、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に必要な支援を行います。</p>
<p><b>【取り組み方針】</b> (令和6~8年度) ・利用期間の定めがある事業であり、一定の利用ニーズに対応できる事業所数の確保とあわせて、支援の成果について評価するしくみを検討します。</p>
<p><b>【検討内容】</b></p>

P78

くらし 柱立て(2) - 施策④ 地域定着支援の推進

<p><b>【地域定着支援利用者数】</b> 単身等で生活する障がい者に対し、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な支援を行い、地域生活の継続をめざします。</p>
<p><b>【取り組み方針】</b> (令和6~8年度) ・自立生活援助から地域定着支援に移行するモデルを構築しながら、利用ニーズに対応できる事業所数の確保とあわせて、支援の成果について評価するしくみを検討します。</p>
<p><b>【検討内容】</b></p>

P79

<p>柱立て(3) 障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み</p>
<p>くらし 柱立て(3) - 施策② 障がい者への虐待防止と権利擁護</p>
<p><b>【後見人等利用者数(区長申立て利用者数)】</b> 判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、身寄りがない、親族が協力しないなどの理由で成年後見制度の申立てをする人がいない方の場合は、区長申立てを行います。</p>
<p><b>【取り組み方針】</b> (令和6~8年度) ・「80・50問題」と言われるように、障がい者とその家族の高齢化・孤立が社会問題となるなか、障がい者の権利擁護と意思決定支援を重視した適切な支援を実施することが重要です。 障がい当事者とその家族への啓発と、支援者の制度理解を進めるため、家族会や関係機関向</p>

けの小規模な講座や勉強会を開催しています。  
引き続き関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図ります。

**【検討内容】**

P81

**【障がい者虐待の通報件数】**

足立区障がい者虐待防止センター（障がい福祉課 虐待防止・権利擁護担当）では、障害者虐待防止法に基づく障がい者への虐待の通報を受け付けています。通報専用ダイヤル（03-3880-8011）の他、障がい福祉課各援護係、障がい福祉センターあしすと、足立保健所各保健センター および中央本町地域・保健総合支援課でも、障がい者虐待に関する相談を受けています。

**【取り組み方針】**（令和6～8年度）・障がい者虐待をなくすことが大きな目標になりますが、通報を少なくすること自体が目標ではなく、虐待の兆しを早期に発見し、予防することが重要です。

障がい者虐待の防止のために、関係機関向けの研修や情報交換会等を実施し、連携強化を図るとともに、気軽に相談できる環境づくりを引き続き行います。

**【検討内容】**

P82

柱立て（4） 就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）

くらし 柱立て（4）－施策① 就労支援サービスの充実

**【就労移行支援利用者数・利用日数】**

一般企業への就労を希望する方に対して、一定期間、生産活動等の機会の提供やその他就労に必要な訓練等を行う事業です。

**【取り組み方針】**（令和6～8年度）・通過型の訓練であることもあり、量的には一定必要数を満たしていると思われます。令和6年度から就労選択支援事業が創設され、経過措置を経て、就労継続支援B型の利用前のアセスメントが、就労移行支援から就労選択支援に移ることから、アセスメントを担う事業所と協議して、区の入所調整の流れを見直します。

**【検討内容】**

P83

<p><b>【就労継続支援A型利用者数・利用日数】</b> 一般企業への就職が困難な障がい者のうち、適切な支援により継続的に就労することが可能な方に対して、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p>
<p><b>【取り組み方針】</b>（令和6～8年度）・今後も増加が見込まれることから、ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるため、区独自に指導検査が実施できるしくみを障がい福祉課に構築します。</p>
<p><b>【検討内容】</b></p>

P85

<p><b>【就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援】</b> ⇒ <b>【国成果目標4-①】</b> 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者（16頁） 一般企業への就労を希望する方に対して、一定期間、生産活動等の機会の提供やその他就労に必要な訓練等を行う就労移行支援事業を利用して、一般就労できた人の数です。</p>
<p><b>【取り組み方針】</b>（令和6～8年度）・ハローワークも参加している地域自立支援協議会はたらく部会や、区内就労系サービス事業所のネットワークでの情報共有を密にし、雇用情勢を適切に把握しながら、目標とする一般就労移行者の増に取り組みます。</p>
<p><b>【検討内容】</b></p>

P86

<p><b>【就労定着支援利用者数】</b> ⇒ <b>【国成果目標4-③】</b> 就労定着支援事業利用者を令和3年度実績の1.41倍以上（17頁） <b>【国成果目標4-④】</b> 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数（18頁） 就労移行支援等を利用後、一般企業等へ就労した障がい者に対し、企業・自宅等への訪問や来所により就労の継続を図るために必要な支援を行う事業です。</p>
<p><b>【取り組み方針】</b>（令和6～8年度）・障がい者の安定的な雇用に重要な事業であり、事業所数を増やすだけでなく、支援の質を高める必要があります。国の成果目標も、就労定着率を評価するものに変更されたことから、支援の成果について評価するしくみを検討します。</p>
<p><b>【検討内容】</b></p>

柱立て（6）相談支援体制の強化と、重度化・高齢化を見据えた拠点の充実

くらし 柱立て（6）－施策② 複合的な相談体制の充実(重層的な支援体制)

【重層的支援体制の整備】 新規

区民の困りごとや課題は複合・複雑化し、制度の狭間のニーズへの対応が求められるなど、多機関が連携を図りながら支援するしくみづくりが必要になっています。

これまで進めてきた分野別での相談支援や取組みを活かしつつ、誰でも・なんでも相談できる体制とともに、単独の組織や支援機関では対応が難しい課題や、制度の狭間のニーズに寄り添い支援する、重層的支援体制を整備します。

住みなれた地域で生活するうえで、支援を要するすべての方に、高齢者支援、障がい者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者等支援など、多機関が協働して支援の方向性や解決策を見出すしくみを整備していきます。

【足立区版重層的支援体制】

(包括的相談支援・参加支援) 実施に向けた3つの柱

柱1 庁内連携・組織横断体制の構築

- ① 福祉まるごと相談課業務（包括的相談支援業務）の全庁周知
- ② 効率的・効果的な支援会議・重層的支援会議の運営
- ③ 区職員全員への研修（複合・複雑ケースへの支援・事例共有等）

柱2 相談・寄り添い支援体制の確立

- ① 複合・複雑ケースへの困りごとや相談者の意向の明確化（適切な情報収集・分析）
- ② 自ら相談できない方などへのアウトリーチによる相談支援
- ③ 継続的に関わり、つながり続ける息の長い伴走型支援
- ④ 外部（専門家）からの指導・アドバイスによる相談支援過程の検証

柱3 職員・相談員の育成

- ① 地域共生社会が掲げる理念や目指す方向性の理解
- ② 高齢・障がい・子ども・生活困窮など専門分野ごとの制度の相互理解
- ③ 計画的な人事配置・福祉人材の登用
- ④ 事例集作成によるノウハウの蓄積と継承

**【取り組み方針】**（令和6～8年度）・「くらしとしごとの相談センター」を再編し「福祉まるごと相談課」を新設、高齢者・障がい者・子どもといった対象者の属性・年齢・内容を問わず、誰でも・何でも受け止める包括的な相談支援体制を整備します。

また、窓口に来庁が困難な方等には、積極的なアウトリーチによる寄り添い支援を実施するほか、引き続き「就労支援」や「ひきこもり支援」にも取り組んでいきます。

さらに、「福祉まるごと相談課」が旗振り・調整役を担い、課題の解きほぐしや支援の方向性を検討する支援会議や、支援の適切性などを協議する重層的支援会議を開催し、様々な関係機関が有している専門性やノウハウを活かし協議することで、チームでの支援につなげていきます。

**【検討内容】**

P96

#### くらし 柱立て（6）－施策③ 地域生活支援拠点等の充実

**【地域生活支援拠点等担当者会議の開催】** 新規

⇒ **【国成果目標3－①】** 地域生活支援拠点等の整備（15頁）

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するものです。必要な機能は「相談」「緊急時の受け入れ」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つで、地域の実情に応じて整備される拠点です。

**【取り組み方針】**（令和6～8年度）・引き続き担当者会議を中心に5つの機能の推進に努め、その実施状況や解決すべき課題について、地域自立支援協議会およびケアマネジメント評価会議に報告して検証・検討を行います。将来的には、面的ではなく拠点事業所を整備し、多機能拠点整備型を目指します。

**【検討内容】**

柱立て（８） 障がい者の住まいについて
---------------------

くらし 柱立て（８）－施策① 障がい者の住まいの確保
----------------------------

**【活動指標 1】** 居住支援協議会の開催回数 新規

足立区では、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 51 条の規定に基づき、令和 2 年 1 2 月に居住支援協議会を立ちあげました。

この協議会は、有識者や不動産協会、福祉団体等の専門委員により、「あだちお部屋探しサポート事業」の検証や相談内容の事例検討、新たな居住支援施策の方針や課題について、専門的な意見をもとに協議し、必要な事業改善に展開するものです。

<b>【取り組み方針】</b> （令和 6～8 年度）・居住支援協議会では、障がい者等の住宅確保について、入居の際には「人の見守りの必要性」を求められることなどが課題として挙げられています。課題解決となる居住支援のあり方を、関係所管と連携しながら引き続き協議・検討します。
--

<b>【検討内容】</b>
---------------